

# 一五世紀カスティーリャ王国における 世俗領主収入と王権

——新貴族ストウニガ家の台頭——

## 序

一三六九年春、モンテイエルにおけるペドロ一世の非業の最期をもってトラスタマラ内戦<sup>①</sup>は終結し、エンリケ二世が勝利を収めた。エンリケ二世は内戦に功のあった貴族に酬いるため、彼らに数多くの《恩寵》<sup>メルテ</sup>を与えた。所謂《エンリケの恩寵》である。以後、このような《恩寵》授与政策はトラスタマラ朝期を通して行なわれ、カスティーリャ王室財産は様々な《恩寵》の形で貴族達に譲渡されていったのである。王領地もその例外ではなく、貴族領化が大いに進行した。もちろん、王領地の貴族領化という現象はトラスタマラ内戦以前からも認められるが、内戦後の方がはるかに顕著であった。<sup>②</sup>（以下、本稿では、一四世紀後半から一五世紀

## 大内

下四半期にかけて生じた王領地の貴族領化現象をとくにセニョリアリサシオンと称する。）そのうえ、エンリケ二世が導入した限嗣相続制<sup>マコラサス</sup>は、フワン一世の時代に、「嫡子なく（領主が）死亡した場合は、王室にその所領を返還すべき事」というエンリケ二世の遺言の一条項が削除されたこと<sup>③</sup>によって、以後はセニョリアリサシオンの法的基盤として貴族所領の散逸を防ぐことになる。

この時代にセニョリアリサシオンの受益者である貴族層にも変化が生じた。所謂《旧貴族》から《新貴族》への交替である。<sup>④</sup>数多くの《旧貴族》<sup>⑤</sup>が、内戦や対イスラム戦争、アルフォンソ一世およびペドロ一世による肅清政治、血族結婚や高齢結婚による生物学的衰弱等の原因によって一三三五—一三七五年の間にカスティーリャ貴族地図から姿を消した<sup>⑥</sup>。衰退を免れた《旧貴族》は

数えるほどであった(グスマン家、ボンセ・デ・レオン家、メン  
ドサ家、オソリオ家、マンリケ家)。《旧貴族》の衰退によるカス  
ティールヤ貴族地図の空白は《新貴族》の台頭を容易にした。<sup>⑧</sup>中  
・下級貴族であったベラスコ家、アルバレス・デ・トレド家、ア  
ヤラ家、パチエコ家、ストウニガ家などは、トラスタマラ朝の歴  
代国王に対して行った軍事・政治的協力により《恩寵》として頭  
職を得、同時に多くの所領を獲得して次第に経済的基盤を確立し  
て行く。

トラスタマラ朝期における《恩寵》政策と《新貴族》の台頭は  
軍事・政治的要因、具体的には内戦における戦功の有無により説  
明される。モクソは《新貴族》の台頭期を基本的に、(一)ト  
ラストマラ朝成立直後、(二)アルジュバロタの戦いの後年、(三)  
エンリケ四世の治世、の三期としており、セニョリアリサシオン  
もこれらの政治的要因によってある程度説明される。しかし、内  
戦と戦功の有無のみではなくにこの時期に王領地の貴族領化が爆  
発的に進んだ理由を完全に説明することはできない。トラスタ  
マラ体制の所産の一つであるセニョリアリサシオン(その契機と  
なったトラスタマラ内戦を含めて)を理解するには、社会経済的  
背景としての《一四世紀の危機》<sup>⑨</sup>を看過してはならない。むしろ、  
《危機》による収入の減少という経済的問題に直面した貴族層が

とった一つの対応策としてセニョリアリサシオンを理解すべきで  
あろう。

ここに二つの問題点が存在する。その一つは、貴族が獲得した  
所領(トラスタマラ朝期では土地所領と裁判権所領が一体となっ  
たものが支配的であった)が具体的にどのような形で領主収入に  
貢献したかという問題である。セニョリアリサシオンの概括的な  
研究は従来からなされていたが、貴族の財産や収入を具体的に扱  
った貴族家系の個別研究は少なく、スワレス・フェルナンデス流  
の「広大な所領が貴族の経済的基盤を確立した」という説明がな  
されるのみであった。<sup>⑩</sup>他の一つは、数多くの王領地を獲得して確  
立する貴族権力と、王領地を減らしながらも一五世紀末のカトリ  
ック両王(カステイリヤ女王イサベル一世とアラゴン王フェル  
ナンド二世)期に「絶対主義」もしくは「強権主義」<sup>⑪</sup>期を迎える  
王権との間に、王領地に付随する諸権利をめぐるどのような利害  
関係が存在したかという問題である。

本稿は、トラスタマラ朝期中・下級貴族である《奉仕貴族》  
の段階から国王の寵愛、大家産そして爵位を獲得して上級貴族と  
なったベラスコ家、アルバレス・デ・トレド家、パチエコ家等の  
《新貴族》の中でも、上昇過程が比較的明確で、かつ、一五世紀  
の世俗領主収入に関する数少ない貴重な史料を残しているストウ

ニガ家（一六世紀にスニガ家と改姓。カスティーリヤ王国公爵一家のうち年収第八位<sup>④</sup>）を例にとり、その収入の分析を通じてセニョリアリサシオンが世俗領主収入に果した役割を解明すると同時に、当時の王権と貴族の関係を考察するものである。

- ① ハドロ一世の専横政治および親ニダヤ人政策に対して、一三六六—六九年にかけて彼の異母兄であるナラスタラのエンリケが起した内戦。詳しくは Valdeón Barquue, J., *Enrique II de Castilla: La guerra civil y la consolidación del régimen (1366-1371)*, Valladolid, 1966. を参照。ビニヤス・イ・メイは「この内戦をハドロ一世を支持する新興ブルジョワジーとエンリケに代表される保守貴族との衝突と考えよう。Vinas y Mey, C., "De la Edad Media a la Moderna. El Cantabrico y el Estrecho de Gibraltar en la historia política española.", *Hispania*, 1, 2, 4, 5, 1940-41. また「タラゴロは百年戦争との関連におおむね「封建制の再生産の危機の表出」を示している。Clavero, B., *Mayorazgo, Propiedad feudal en Castilla*, Madrid, 1974, p. 115. しかし、内戦を封建貴族の単なる内部対立、支配層の内部矛盾であるとすると、ナルデオンの見解が、内戦の主体が貴族であり他の社会階層が重要な役割を果たしているという事実から、より妥当性があると思われる。Valdeón Barquue, J., "Movimientos antiseculares en Castilla en el siglo XV", *Cuadernos de Historia*, 6, Madrid, 1975, p. 360.
- ② Moxó, S. de, *Los antiguos señores de Toledo*, Toledo, 1973. Collantes de Terán, A., "Los señoríos andaluces. Análisis de su evolución territorial en la Edad Media", *Historia. Instituciones. Documentos*, 6, 1979, pp. 89-112. 因び後述の「ナラスタラ」の「ナ」

ア地方における貴族所領の総面積は、サンチャゴ四世の時代（一二八四—九五五年）を指数一〇〇とすると、ハドロ一世期（一三五〇—一六九年）は一〇五・六、エンリケ二世期（一三六九—一七九年）は一一・二、そしてカトリック両王期（一四七四—一五一一七年）には一九二・九に達しており、トラスタマラ朝期に約二倍になった。

- ③ *Crónica del rey don Enrique II de Castilla*, B. A. E., 68, p. 42.
- ④ *Crónica del rey don Juan I de Castilla*, *ibid.*, 68, pp. 141-142.
- ⑤ Moxó, S. de, "De la nobleza vieja a la nobleza nueva. La transformación nobiliaria castellana en la Baja Edad Media", *Cuadernos de Historia*, 3, Madrid, 1968.
- ⑥ 一二—一三世紀の王国拡大期に大所領を形成した貴族層。ララ家、モリーナ家、アロ家、カストロ家、等をはじめとして約三〇家系から成っていた。
- ⑦ ララ、カストロ、メネセス、シスネロス、アギラルの諸家は断絶。マヌエル家は衰退して以前の権勢を失い、セルダ家とヒロン家は《新貴族》と婚姻関係を結ぶことによってかろうじて断絶を免れた。
- ⑧ トラスタマラ内戦を通して二つの貴族集団、すなわち、広大な所領と爵位を有したが中央政治から疎外された《トラスタマラの追随者》と呼ばれる王族大貴族と経済基盤を専ら官職俸給によっていた《奉仕貴族》が誕生した。その後、《トラスタマラの追随者》は一一三九—一四五五年の間に失脚、没落し、彼らに代って中・下級貴族であった《奉仕貴族》が國王の寵愛と大家族、ならびに爵位を獲得して上級貴族へと上昇して行った。一般に「このような形でトラスタマラ朝期に成立した上級貴族を《新貴族》と称する。トラスタマラ朝期の政治史に関しは」 Sáñez Fernández, L., *Nobleza y monarquía. Puntos de vista sobre la historia castellana del siglo XV*, Valladolid, 1975. を参照。

⑨ 王位継承権を理由にホルトガルに侵攻してつたフワン一世は、リムボン包囲に失敗した後、一三八五年にアルジューハロタにおいてホルトガル王ジョアン・オ・ブビス撃つる軍隊により大敗を喫した。

⑩ Moxó, S. de, *op. cit.*, p. 202.

⑪ Valdeon B. J., "Aspecto de la crisis castellana en la primera mitad del siglo XIV", *Hispania*, 111, pp. 5-24. "La crisis del siglo XIV en Castilla. Revisión del problema", *Revista de la Universidad de Madrid*, 79, pp. 161-184. Cabrilla, N., "Los des poblados en Castilla la Vieja", *Hispania*, 119, pp. 484-550; 120, pp. 5-60. etc. 中略。大内一「カスティーリヤ王国の百年の「十四世紀の危機」』『外国語・外国文学研究』8、大阪外国語大学大学院修士会、昭和五九年、五三一六頁。

⑫ Suárez Fernández, L., *op. cit.*, p. 16; Valdeon Barquero, J., *Los conflictos sociales en el reino de Castilla en los siglos XIV y XV*, Madrid, 1979, pp. 92-93. 最近になつて貴族家系に關する勝れた個別的研究が数多くなつた。それだけの貴族家系をマニョリマリサシオン<sup>(1)</sup>の過程ならびに上級貴族への上昇過程は説明されてきてゐるが、収入面に關しては、史料の欠除も影響して十分な分析が行なわれてゐるものはほとんどなく、マニョリマリサシオンと領主収入の変化との關係に直接言及するものもなほ。貴族家系の主要な個別研究は次の通りである。Solano, E., "La Hacienda de las Casas de Medina Sidonia y Arcos en la Andalucía del siglo XV", *Archivo Hispalense*, 168, Sevilla, 1972; Mazo Romero, F., *El condado de Feria (1394-1505)*, Badajoz, 1980; "Los Suárez de Figueroa y el señorío de Feria", *Historia. Instituciones. Documentos*, 1, 1974; Quintanilla Raso, M<sup>a</sup>. C., "Aportación al estudio de la nobleza en la Edad Media. La Casa señorial de Benavides", *Historia. Instituciones.*

*Documentos*, 1, Sevilla, 1974. "La Casa señorial de Benavides en Andalucía", *Historia. Instituciones. Documentos*, 3, Sevilla, 1976. *Nobleza y señores en el reino de Córdoba. La Casa de Aguilay (siglos XIV y XV)*, Córdoba, 1979; Cabrera N. E., *El condado de Belalcázar (1444-1518)*, Córdoba, 1977; Martínez, P., *El estado señorial de Medina de Rioseco bajo el abanico Enriquez (1389-1430)*, Valladolid, 1977; Pérez Bustamante, R., *Sociedad, Economía, Fiscalidad y Gobierno en las Asturias de Santillana (S. XIII-XV)*, Santander, 1979; González Crespo, E., *Elevación de un linaje nobiliario castellano en la Baja Edad Media: Los Velasco*, Madrid, 1981; "Los Arellano y el señorío de los Cameros en la Baja Edad Media", *En la España Medieval*, II, Madrid, 1982; Moreno Núñez, J. I., "Los Dávila, linaje de caballeros abulenses. Contribución al estudio de la nobleza castellana en la Baja Edad Media", *En la España Medieval*, III, Madrid, 1982; Alvarez Alvarez, C., *El Condado de Luna en la Baja Edad Media*, León, 1982; Becerro Pita, M<sup>a</sup>. I., "El condado de Benavente en el siglo XV", Tesis doctoral inédita presentada a la Universidad de Valladolid. (この筆名が昭和五十七年「マニョリマリサシオン」の御好意により、本誌に掲載されたものである。)

また、世俗領主収入に關しては、キーン<sup>(2)</sup>が早へから領主財政に對する國王大權(特にトナメント)の重要性を指摘してゐたが、本誌でもこの點を論じた。Moxó, S. de, "Los orígenes de la percepción de alcabaras por particulares", *Hispania*, XVIII (72), 1958, pp. 307-339. 日本では、五十嵐一成氏が「十六世紀の世俗領主収入とキーン」の論文で、キーンが領主と農民との關係に對する他の

領主収入との量的比較が史料の関係上十分になされていないのが残念である。五十嵐一成、「一六世紀後半の新カスティーリヤにおける領主制の構造」、『土地制度史学』第七〇号、昭和五十一年、四〇―五五頁。

⑬ カトリック両王朝に始まるとされるスペイン絶対主義は、スペイン史家の間でその「絶対」的性格をめぐって議論が絶えないが、ピセンス・ビハスがカトリック両王朝およびカルロス一世期を称して「強権的」王権の時代と述べて以来、「強権主義」という用語が比較的よく用いられるようになった。Vicens Vives, J., "Estructura administrativa estatal en los siglos XVI y XVII", *Obra dispersa, España, América, Europa*, Barcelona, 1967, pp. 359-377. スペイン絶対主義の研究史に関しては, Morales Moya, A., "El Estado absoluto de los Reyes Católicos", *Hispania*, XXXV (193), 1975, pp. 75-119, を参照。また、カトリック両王朝の行政・司法面における王権の強化に関しては, J. H. エリオット著、藤田一成訳、『スペイン帝国の興亡、一四六九―一七一六』、岸波書店、昭和五七年、第三章「一、カスティーリヤにおける王権の強化」、八六一―〇頁、がよくまとまっています。

⑭ 当時の著述家マリネオ・シクロによると、スニガ家の年収は四万ドゥカード、因に第一位のバラスコ家、パチエコ家、コルドバ家は六万ドゥカードであった。Marineo Scaulo, I., *Obras de las Cosas Memorables de España*, Alcalá de Henares, 1533, fs. 23v-24, cit. por J. H. Elliott, *Imperial Spain 1469-1716*. 藤田一成訳『スペイン帝国の興亡、一四六九―一七一六』、岸波書店、昭和五七年、一―六頁。

## 一 ストゥニガ家の系譜とセニョリアリサシオン

ナバラの貴族ディエゴ・ロペス・デ・ストゥニガが一二七八年の内乱に際してナヘラ付近(ログローニョ県)に定着したのがストゥニガ家のカスティーリヤ王国における第一歩であった。その子イニゴ・オルティスはペドロ一世にナバラ王国との国境問題に関する外交官として任せ、一三五五年にカスティーリヤにおけるストゥニガ家の最初の所領となるアソフラを獲得した。しかし、メディナ・シンドニアの城代として王妃ドニャ・ブランカ幽閉の任を負っていた際に、ペドロ一世の命令に背いて王妃の処刑を拒んだため、イニゴ・オルティスは国王の逆鱗に触れて生命を落とす。この事件はストゥニガ家がトラスタマラ内戦でエンリケ二世側につき理由の一つとなった。イニゴ・オルティスがフワナ・デ・オロスコとの間にもうけた四人の男子のうち、同名の長男イニゴ・オルティス(小イニゴ・オルティス)は一三六九年、内戦での戦功により《恩寵》としてエンリケ二世よりカスタニャレス・デ・リオハを譲渡された。小イニゴ・オルティスは後に近衛隊長官としてフワン一世に仕えた。

しかし、ストゥニガ家をカスティーリヤ大貴族の地位にまで高

めたのは次男のデイエゴ・ロベスである。彼はフワン一世が皇太子の頃から侍従として仕えており、フワン一世の覚えがめでたかった。デイエゴ・ロベスの時代はストウニガ家にとって重要な所領獲得期である。彼はまず、パニャールス(一三七七年)とモラル・デ・ラ・レイナ(一三七九年)を獲得した。そして、一三八二年には司法長官フワン・ヌニョス・デ・ビリヤサン(彼の前任者)から二八万マラベディでカビーリヤを購入した。ウルベルやブルゴス地方のいくつかの村落もこの時期に購入した。一三八五年には弟フワンがアルジュバロタで戦死し、彼の所領であったサント・ドミンゴ・デ・ラ・カルサダなどの村落を得た。一三九〇年にフワン一世が他界し、幼少のエンリケ三世が国王位に就いたが、この時、デイエゴ・ロベスは摂政会議の一員となり、その政治的地位をより強固なものとした。一三九一年、ビリヤルバ・デ・ロサを王室に返還した代償にクリエル、一三九三年にはパニョス・デ・リオ・トバ、バダラゴ、ポドンの三村落をエンリケ三世から譲渡された。また、同年にイサベル・フェルナンデス・デ・バルガスからブルギーヨスとラ・フィゲラを購入した。次いで一三九四年、エンリケ三世からエンシーナスとビリャコナシオ、九五年にはフリーアスとベスケラを譲渡された。しかし、翌年にフリーアスの返還を要求され、その代償にべハル(属村を

含む)を獲得した。べハルはサラマンカ地方におけるストウニガ家の中心となる。この時期はデイエゴ・ロベスにとって絶頂期であり、一三九五年の司法長官就任はその象徴的出来事である。彼はこの大きな政治的権力を背景に所領獲得を推進して行く。さらに、一三九七年にバリャドリードの地方長官、一四〇一年に警吏長官の職を兼ねたデイエゴ・ロベスは、シアドンチャ、アンシーナス、キンタニーリヤ・デ・ムニョペドロ、ウエルカーノス、パニョス、ボバディーリヤを購入して所領の一円化を図っている。アンダルシアにおいても、一三八八―一四〇一年の間にセビーリヤ市内の数多くの不動産、セビーリヤ近郊のラ・アルガバ、チーリヤス、ガトス、バレンシーナ、パテルナ、ガルチエナ、ギリエーナ、フリャーナに広大な農牧地を獲得した。そのうえ、ヒブラレオン、パロス、ビリヤルバ・デル・アルコル、オルベラの所領を購入もしくは嫁資として入手した。また、ティエラ・デ・カンポスにおけるストウニガ家の所領であるビリャバケリン、ビリャパニェス、サン・ミリヤンおよびベスケラ・デル・ドウエロは、デイエゴ・ロベスがベニャフィエル城の城代職とベニャフィエル主席司祭管区内のテルシア徴収権を獲得したことによって揺ぎないものとなった。

一四〇六年頃には、デイエゴ・ロベスはリオハ地方からブルゴ

ス、バリャドリード、サラマンカの諸地域を通過してエストレマドゥーラおよびアングルシアにまたがる広大な所領群を所有するに至った。彼の生涯はまさにトラスタマラ朝前期における領主権力形成の典型といえるものである。デイエゴ・ロペスは家産にマヨラスゴを設定し、嫡子ペドロがストウニガ家の主要な所領を継承することになる（一三九七年に設定し、一四〇一年に国王の承認を得た）。

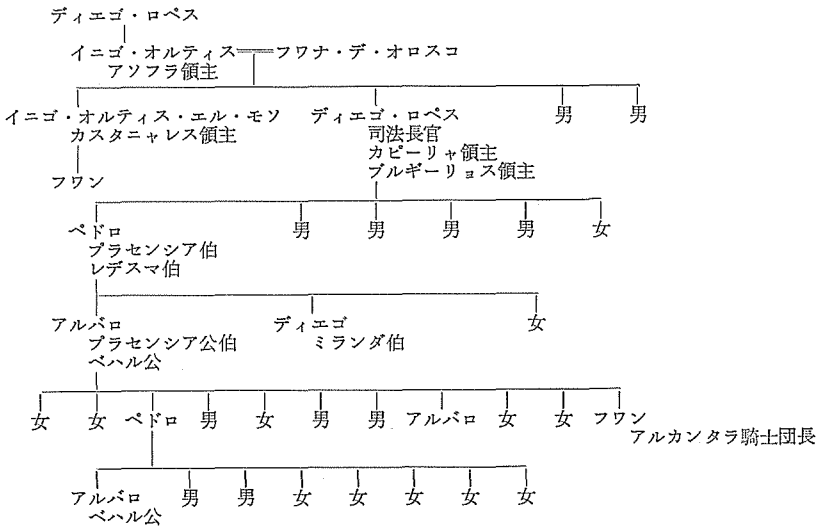
一四一七年にデイエゴ・ロペスの後を継いだペドロも司法長官としてフワン二世に仕えた。フワン二世の時代は、寵臣アルバロ・デルナが代弁する王権と王族貴族であるアラゴンの王子達、それにカスティーリヤの少数上級貴族層の三者が絶えず同盟や離反を繰り返し、複雑な内戦状態にあった。⑩ペドロ・デ・ストウニガも少数上級貴族の利害を代表する一人であった。一四一八年にカネーリヤス、一四二二年にカンデラダ、一四二五年にグスマンを獲得したペドロは、アルバロ・デルナと共にアラゴンの王子エンリケのカスティーリヤ侵攻を防いだ功績によりフワン二世から所領としてレデスマを下賜され、同時に伯爵位を得て名実ともにカスティーリヤ大貴族の一員となった。しかし、ペロ・マンリケの投獄をめぐってアルバロ・デルナとペドロをはじめとする反ルナ派の貴族との間に対立が生じ、⑪一四四一年には内戦にまで

発展した。その間、ペドロは一四四〇年にレデスマをアラゴン王子エンリケに返還する代償としてフワン二世からトゥルヒーリョを下賜された。⑫しかし、トゥルヒーリョの住民はトゥルヒーリョが王領地でなくなるのを嫌いストウニガ家の支配に激しく抵抗した。ペドロはトゥルヒーリョを王室に返還し、代わりに王妃の所領であったブラセンシア（属村を含む）およびブラセンシア伯の称号を獲得した（一四四二年）。

一四五三年にペドロが他界し、嫡子アルバロがストウニガ家の家産を相続した。アルバロが仕えたエンリケ四世の時代は、大貴族間で私的同盟関係が頻繁に結ばれた時代であった。なかでも、新たにレデスマ伯となったベルトラン・デ・ラ・クエバとビリエナ侯フワン・パチエゴが派閥を形成していた。アルバロはレデスマをめぐるベルトラン・デ・ラ・クエバとの対立からパチエゴ派に組んでいた。一方、弟のデイエゴ・デ・ストウニガは一四五八年にエンリケ四世によりミランダ伯に叙されるとともに、パロスを所領として譲渡された。一四六五年、王女フワナの誕生を契機に王位継承問題が生じ、貴族達はエンリケ四世の異母弟アルフォンソ親王を王位継承者に擁立してエンリケ四世に対し反乱を起こした。⑬ビリエナ侯と行動を共にしたアルバロも反乱に参加し、彼の本拠地であったブラセンシアはアルフォンソ親王側の堅固な砦

としての役割を果たした。その間に、アルバロはアルフォンソ親王からトゥルヒーリョの譲渡を受けた。しかし、アルフォンソの死後、イサベル王女が王位継承問題に介入したためビリエナ侯と袂を分かち、エンリケ四世支持にまわった。国王はアルバロに対しアルフォンソ親王によるトゥルヒーリョの譲渡を承認するが、トゥルヒーリョの住民はストウニガ家の支配に対し再び激しく抵抗した。アルバロはトゥルヒーリョを王室に返還し、代ってアレバロおよびアレバロ公の称号を獲得した。一方、アルバロの子フワンはエンリケ四世によりアルカンタラ騎士団長に任じられた。一四七四年にエンリケ四世が他界した後、王位継承をめぐる始まった内戦では、アルバロはフワナ女王（ラ・ベルトラネハ）とポルトガル王アルフォンソ五世を支持する立場をとった。アルフォンソは一四七五年にブラセンシアでカステイリヤ国王として即位宣言を行った。前年の一四七四年にセゴビアで即位していたイサベル女王はアルバロ・デ・ストウニガを反乱者とみなし、彼がエンリケ四世から得ていたマヨラスゴの任意設定権を剝奪した（一四七六年）。しかし、イサベルは自分に忠誠を尽していたアルバロの子ペドロにストウニガ家の家産を継承させ、同時にフワン・デ・ストウニガのアルカンタラ騎士団長の地位を確認した。ペドロとアルバロ（同名のアルバロの子）の兄弟は父アルバロとカトリッ

ストウニガ家の系図





一五世紀カスティーリャ王国における世俗領主収入と王権（大内）

ストゥニガ家の所領獲得過程

	所 領 名	獲 得 理 由
イニゴ・オルティス	アソフラ (1355)	ペドロ1世の譲与
イニゴ・オルティス (エル・モソ) ディエゴ・ロベス	カスタニャレス・デ・リオハ (1369)	エンリケ2世
	バニャーレス (1377)	"
	モラル・デ・ラ・レイナ (1379)	"
	カビーリャ (1382)	購入
	ウルベル	"
	サント・ドミンゴ・デ・ラ・カルサダ (1385)	フワン・デ・ストゥニガより 相続
	クリエル (1391)	ビリャルバ・デ・ロサと交換
	バニョス・デ・リオ・トバ (1393)	エンリケ3世
	バダラゴ (1393)	"
	ボドン (1393)	" (1402年売却)
	ブルギーリョス (1393)	購入
	ラ・フィゲラ (1393)	" (1401年売却)
	エンシーナス (1394)	エンリケ3世
	ビリャコナンシオ (1394)	"
	ベスケラ・デル・ドゥエロ (1395)	"
	フリーアス (1395)	"
	ベハル (1396)	フリーアスと交換
	シアドンチャ (1398)	購入
	アシーナス	"
	キンタニーリャ・デ・ムニョペドロ	"
	ウエルカーノス	"
	バニョス	"
	ボバディーリャ	"
	ビリャバニェス (1406)	嫁資
	サン・ミリャン (1406)	"
	ビリャバケリン (1406)	"
	ペニャフィエル城代職 (1419)	フワン2世
	ヒブラレオン	
	パロス	
	ビリャルバ・デル・アルコル	購入または嫁資
	オルベラ	"
	ラ・アルガバ 他	"
ペドロ	カニーリャス (1418)	購入
	カンデラーダ (1422)	"
	グスマン (1425)	"
	レデスマ (1431)	フワン2世
	トゥルヒーリョ (1440)	レデスマと交換
	ブラセンシア (1442)	トゥルヒーリョと交換
ディエゴ	ミランダ (1458)	エンリケ4世
	パロス (1458)	ディエゴ・ロベス・デ・ス トゥニガより相続
アルバロ (1世)	トゥルヒーリョ (1465)	アルフォンソ親王
	アレバロ (1469)	トゥルヒーリョと交換
	アレバロ返還 (1480)	イサベル1世
	ブラセンシア返還 (1488)	"

ク両王との関係の修復に尽力し、その結果、一四七六年四月にマドリガルでのコルテスにおいて両者の間に和睦協定が結ばれた。<sup>⑧</sup>

しかし、カトリック両王は一四八〇年に一四六四年以降になされた《恩寵》の無効を宣言した。その結果、ストゥニガ家はアレバロを失うことになったが、ブラセンシア、ベハル、ヒブラレオン、カルタヤ、ブルギーリョス、クリエル、カビーリヤ、等の所領の安堵をイサベル女王からとりつけたのである。<sup>⑨</sup>以後、ストゥニガ家はブラセンシア公を称し、バニャーレス伯の称号も獲得した。<sup>⑩</sup>しかし、ペドロの死（一四八六年）に際して、ペドロの嫡子アルバロとペドロの弟フワンとの間にストゥニガ家の家産をめぐる相統争いが生じた。この争いは、アルバロの祖父であり、フワンの父であるアルバロの死（一四八八年）を契機に激化し、それに乘じてカトリック両王はブラセンシアをストゥニガ家の家産からはずして王室に帰属させることに成功した。結局、ペドロの嫡子アルバロがストゥニガ家を継承したが、一四八八年以降は、ハル公、ヒブラレオン侯、バニャーレス伯、司法長官、カビーリヤおよびブルギーリョスの領主を称することになった。ストゥニガ家はカルロス一世の時代に《スペインの大貴族》の称号を受け、以後、パプスブルグ朝期を通じて宮廷内で重要な役割を果すことになる。

⑧ アルフォンソ一〇世の第一子フェルナンドの遺児ラ・セルダの王子達（アルフォンソとフェルナンド）とアルフォンソ一〇世の次男サンチョ（後のサンチョ四世）との間に生じた王位継承権をめぐる争いで、この年にサンチョがセウビヤでのコルテスにおいて国王として承認された。七部法典に従えば、アルフォンソ一〇世の長男の子であるラ・セルダの王子達が王位継承権を有するはずであったが、当時はまだロー法的慣習は定着しておらず、一二八四年のアルフォンソ一〇世の死に際しては、従来のバルソンの慣習に従ってサンチョが国王位に就いた。

⑨ Real Academia de la Historia. Colección Salazar y Castro. No. 8, f. 153-156, cit. por María Luisa de Villalobos, "Los Estribos. La penetración en Castilla de un linaje de la nobleza", *Apéndice documental I, Cuadernos de Historia*, 6, 1975, p. 342.

⑩ Archivo Histórico Nacional (A. H. N.), Sección de Osuna, carp. 51, No. 8, cit. por *ibid.*, p. 353.

⑪ A. H. N., Osuna, carp. 5, No. 1; carp. 8, No. 26; carp. 10, No. 8, cit. por M. A. Ladero Quesada, "Rentas condales en Plasencia (1451-1488)", *Homenaje a José María Lacarra. Estudios Medievales*, Zaragoza, 1977, p. 236.

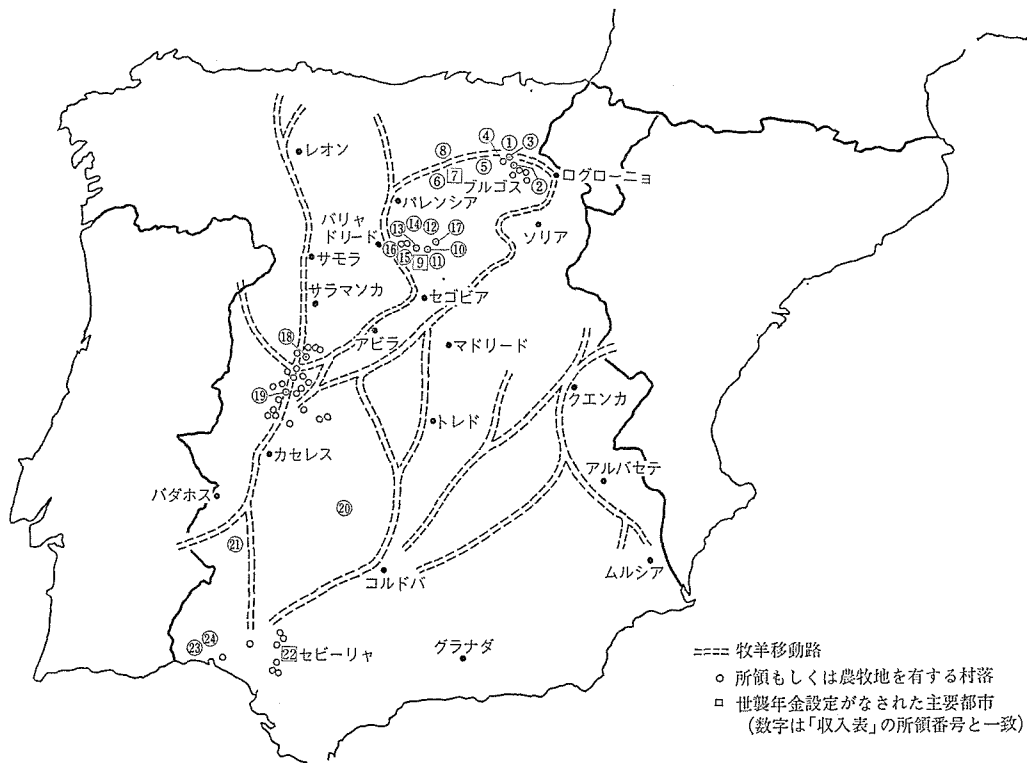
⑫ A. H. N., Osuna, carp. 5, No. 14; carp. 10, No. 12; leg. 323-2, No. 8, cit. por *ibid.*, p. 236.

⑬ A. H. N., Osuna, leg. 371, No. 1, cit. por *ibid.*, p. 236. 及び cit. por Elisa Carolina de Santos Canalejo, *El siglo XV en Plasencia y su tierra*, Extremadura, 1981, p. 76.

⑭ A. H. N., Osuna, leg. 339, No. 8, cit. por *ibid.*, p. 76.

⑮ 同時に、エンリケ三世は「ヤコブ・ロウヌムボ」に王位を譲り、フアン・ロウヌムボに任命権を与えた。A. H. N., Osuna, carp. 4, No. 3;

- carp. 39, No. 14, cit. por *ibid.*, p. 77.
- ② A. H. N., Osuna, carp. 38, No. 14, cit. por *op. cit.* (El siglo XV en...), p. 76.
- ③ A. H. N., Osuna, carp. 38, No. 16, 17, cit. por *ibid.*, p. 76.
- ④ A. H. N., Osuna, carp. 4, 17, cit. por *ibid.*, p. 76.
- ⑤ フラン・アルフォンソ・デ・キントゥーニョールから購入し、これにメリリホ地方におけるメトゥニガ家の所領が確立された。Mitre Fernández, E., *Evolución de la nobleza en Castilla bajo Enrique III* (1396-1406), Valladolid, 1968, p. 160.
- ⑥ Ladero Quesada, M. A., op. cit. (Rentas condales en Plasencia...), p. 237. トンダレニョール家とメトゥニガ家の所領形成に關し、Ladero Quesada, M. A., "Los señores de Gibraltar", *Cuadernos de Historia*, 7, 1977, pp. 33-95, を参照。
- ⑦ このころの村落はフナ・ガレシマ・デ・レインとの結婚によりメトゥニガ家の所領となった（一四〇六年）。Real Academia de la Historia, Colección Salazar M-20, fs. 190-193, cit. por Mitre Fernández, E., *Evolución...*, p. 161.
- ⑧ A. H. N., Osuna, carp. 53, No. 12, 13, cit. por *op. cit.* (El siglo XV en Plasencia), p. 76.
- ⑨ フンテケラのメナナンデ（フンテケ王メナナンデ一世）の三人の子、フナフォン（アラゴン王アルフォンソ五世寛容王）、フノン（ナムラ王、後にアラゴン王フノン二世）、カスティーリヤ王国内ではメニャフェル公、マヨルガ伯、エンリケ（サンティアゴ騎士団長）を指す。
- ⑩ 詳細は Suárez Fernández, L., *op. cit.* (Nobleza y Monarquía...), pp. 102-179, を参照。
- ⑪ Pérez de Guzmán, *Cronica de Juan II, B. A. E.*, 68, p. 550.
- ⑫ Pedro Carrillo del Huelte, *Cronica del halconero de Juan II*, p. 353.
- ⑬ A. H. N., Osuna, leg. 299, No. 1, cit. por *op. cit.* (El siglo XV en Plasencia...), p. 79.
- ⑭ トゥラタ集結した反エンリケ四世派の貴族がエンリケ四世に似た像から王権の象徴である王冠、王杖を奪取し、その挙句に國王の像を打ち壊して、新たに國王の異母弟アルフォンソを國王として擁立した。所謂「フニョの三文書屋」よばれる事件である。エンリケ四世期の貴族派閥に關し、Val Valdivieso, María Isabel del, "Los bandos nobiliarios durante el reinado de Enrique IV", *Hispania*, 130, 1975, pp. 249-293, を参照。
- ⑮ A. H. N., Osuna, leg. 314, No. 18-20, cit. por *op. cit.* (El siglo XV en Plasencia...), p. 83.
- ⑯ これにメリホエンリケ四世から一四五七年までメトゥニガの任意職任命を獲得した。A. H. N., Osuna, leg. 300, No. 6, *ibid.*, p. 83.
- ⑰ Valdeón Barquero, J., *Los conflictos sociales en el reino de Castilla en los siglos XIV y XV*, Madrid, 1975; Val Valdivieso, M<sup>a</sup>, Isabel del, "Resistencia al dominio señorial durante los últimos años del reinado de Enrique IV", *Hispania*, 126, 1974, pp. 53-104.
- ⑱ A. H. N., Osuna, leg. 300, No. 1, cit. por *op. cit.* (El siglo XV en Plasencia...), p. 84.
- ⑲ エンリケ四世の王妃フナ・デ・ホルトガルと寵臣ルトルン・デ・ラ・クニエとの間に生まれたと噂され、その王位継承権の正統性に対する疑問はイサベル派にとって恰好の攻撃材料となった。
- ⑳ カトリック両王の行った貴族政策は、反対派貴族の処罰を極力避け、彼らの経済的・社会的基盤を崩さず、なわ王領地ならびに王国内



ストゥニガ家の所領分布と牧羊移動路 (15世紀後半)

の秩序を回復しようとするものであった。そのためには既成の貴族間同盟を打破し、以後、新たな貴族間同盟を防止することが先決であった。 Suárez Fernández, *l. op. cit.*, p. 262.

⑳ A. H. N., Osuna, leg. 279, No. 8, *cit. por op. cit.* (El siglo XV en Plasencia...), p. 85.

㉑ A. H. N., Osuna, leg. 318, No. 5, *cit. por ibid.*, p. 85.

㉒ 一五二〇年にカルロス一世が特に有力なスペイン大貴族二五家に与えた称号で、彼らはスペイン貴族の最上層部を形成していた。一般の爵位貴族はその下位に位置づけられ、ヘグランデス・デ・エスパーニャとはみなされなかった。

原 収 入		世襲年金	国王官職俸給	村落別小計
(a)	①	13200m		13000m他
	②			50100m //
	③			4300m //
	④			53190m //
	⑤			16200m //
	⑥	165297m		3100m //
	⑦			170707m //
	⑧			741m //
(b)	⑨	*2		38700m //
	⑩			75238m //
	⑪			6650m //
	⑫			2525m //
	⑬			1000m //
	⑭			1750m //
	⑮			9000m //
	⑯			5000m //
	⑰			1000m //
(c)	⑱			660495m //
	⑲			1166306m //
(d)	⑳	160000m		203444m //
	㉑			258789m //
	㉒			227073m //
	㉓			73879m //
	㉔			273083m //
その他	4425m			40330m //
種類別小計	342832m	709524m他	総計	4065124m他

## 二 ストゥニガ家の所領と収入

ストゥニガ家の所領は地理的に四つの所領群に分けられる。すなわち、(a)、ラ・リオハ所領群、(b)、ペニャフェル所領群、(c)、ブラセンシア所領群、(d)、アンダルシア所領群である。これらに、ブルギーリョスとカピーリヤの二つの所領がストゥニガ家の広大な所領を形成していた（地図参照）。  
本章では、ストゥニガ家の収入を通して各所領の特徴を考察する。

その他	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ 王室起		
	十分の一税	市会収入	アルカバラ	テルシア	都市特別上納金
18f t, ceb		20f t, ceb	8000m 40100m 3000m 42533m 3000m		
300m				1100m他	
106p, g			60600m 2000m 1200m 1000m 1400m	38700m他	3938m
6275m 17000m			417440m 637767m	34604m他 105353m	119252m 138526m
9872m 6950m  28950m	56266m 114533m*1  17835m		40500m 79000m  46000m 211833m		36016m   22000m
120m 40g 13f1cel t, ceb	250m 50f t 170f ceb	52f. t, ceb.	4520m		
69467m 他 31f1c t, ceb	185884m 他	72f t, ceb	1599893m (- 310000 m*3)	179757m 他	319732m

\* 1 ……エスクリバニア，アルグワシラスゴも含む。

\* 2 ……テルシアとして記入。

\* 3 ……國王徴税請負人に支払うべき額。

一五世紀カステイリャ王国における世俗領主収入と王権（大内）

Ⅱ 裁 判 権 収 入						
		インフルシオン	水車使用料	ジャン ダール	マルティニエガ	テラ スゴ
(a)	①	3f t, ceb			800m	
	②	3f11c t 95f6c ceb 他				
	③	250m				
	④	7f11c t 3f11c ceb	62f6c t, ceb	120m	3287m	
	⑤	6f8cel t, ceb				
	⑥					
	⑦		15f t, ceb			
	⑧	18m 10f t 16fceb		45m	378m	
(b)	⑨					
	⑩		66f t, ceb		4000m	
	⑪	112m				
	⑫	625m 50g			700m	
	⑬					
	⑭	17f ceb				
	⑮					
(c)	⑰				12600m	123f9c t
	⑱		4000m		7560m	99f5c ceb
(d)	⑳		5000m			
	㉑					40f4cel t
	㉒		192f t			1f6cel t
	㉓		726f t			
その他	398m 85f t 101f6cel ceb	3300m 16f t, ceb	1927m	5690m 12f cen 38f t, ceb		
種類別 小計	1403m 106f6cel t 227f7cel ceb 他	12300m 他	2092m	35015m 12f cen 38f t, ceb	165f7cel t 99f5cel ceb	

(P 108に続く)

の収入 (1454年)

Ⅱ 裁判権収入							
エスクリ バニア	アルグア シラスゴ	学士俸給	モンタスゴ (ポントスゴ)	ポルタスゴ	ニダヤ・イス ラム人頭税	ニダヤ人 上納金	一般上納金
1700m				3050m		200m 200m 500m	4000m 9000m 150m 2000m
1600m		1300m				150m	6750m
10000m 16000m		4000m 6000m		13000m	1600m 5100m	2350m	40000m 80000m
5000m  3000m	1050m  2000m 8800m	1200m  1500m	40179m 6000m	8100m			17845m 5000m
							18700m 40f t, ceb
37300m	11850m	14000m	46179m (29540m)	24150m	6700m	3400m	183445m 40f t, ceb



表1 15世紀におけるストゥニガ家

収入の種類 地名		I 土地収入		
		直営地 収入	不動産等賃貸・小作料 (アレンダミエント)	
(a)	① ベランテビーリャ (Berantevilla)		58f3cel t, ceb	53can
	② バニャーレス (Bañares)		800m	36f8cel t, ceb, cen 83can
	③ カスタニャレス (Castañares)		900m	53f8cel t, ceb
	④ グラニョン (Grañón)		84f t, ceb	200can
	⑤ セラトーン (Cerratón)		75f t, ceb	180can
	⑥ シアドンチャ (Ciadoncha)		2000m	470f t, ceb
	⑦ ブルゴス (Burgos)		5500m	143f t, ceb
	⑧ ウルベル (Urbel)			
(b)	⑨ ペニャフィエル (Peñañiel)		838m	
	⑩ クリエル (Curiel)		600m	121f9cel t 125f9cel ceb
	⑪ エンシーナス (Encinas)			
	⑫ グスマン (Guzmán)			
	⑬ ペスケラ (Pesquera)		30f t, ceb	
	⑭ ビリャコナンシオ (Villaconancio)	9000m	350m	42f t 46f ceb
	⑮ トラスピネド (Traspinedo)			
⑯ トッデラ (Tudela del Duero)		5000m		
⑰ バルデアアルコス (Valdearcos)		1000m		
(c)	⑱ ベハル (Béjar)		12734m	21f t 121f cen
	⑲ プラセンシア (Plasencia)	5000m	131000m	170f t
(d)	⑳ カピーリャ (Capilla)		21432m	
	㉑ ブルギーリョス (Burguillos)		11290m	60f t
	㉒ セビーリャ (Sevilla)		67073m	
	㉓ カルタヤ (Cartaya)	4500m	544m	
	㉔ ヒブラレオン (Gibraleón)		26f t	13f ceb
	その他	500can	1000m	286f3cel t 278f ceb 375can
	種類別小計	18500m 500can	261709m 1413f4cel ceb	1677f7cel t 891can 157f8cel cen

t=小麦      ceb=大麦      f=ファネガ      (P110に続く)  
 cen=ライ麦      av=カラス麦      cel. c=セレミン(1/12f)  
 g=雌鶏      p=雌鶏      can=カンタロ  
 m=マラベディ

(注) 数値が同じ値の場合は、繰り返しをさけるため次のように表示した。

58f3cel t, 58f3cel ceb→58f3cel t, ceb

領主収入の分類法に関しては、モクソーやアルトラをはじめとして数多くの研究者が収入の起原や性質などに従って区分を試みているが、それらの分類法はスペイン各地域間の差異ともあいまって、複雑で統一性に欠けたものとなっている<sup>①</sup>。しかしながら、一五世紀半ばの貴族領主収入は、(I)、土地収入、(II)、裁判権収入、(III)、教会起原収入、(IV)、市会起原収入、(V)、王室起原収入、の五種類に大別することが可能である。土地収入とは、直営地から得られる収入と領主所有の様々な不動産（農地、牧草地、果樹園や都市内の家屋、店舗、倉庫など）の小作・賃賃料を意味する。また、裁判権収入の概念は広く、(I—II)、統治行政権に基づく収入——人や商品、家畜に課せられる種々の通行税（ポルタスゴ、ポントラスゴ、モンタスゴなど）、市会役職任命料（エスクリバナア、アルグワシラスゴなど）や異教徒に対する人頭税など——、(III—IV)、狭義の裁判による収入（裁判の諸経費や罰金）、(V—VI)、領主・領民関係に基づく収入——マルティニエガ、テラスゴ、インフルシオンや一般上納金、水車使用料、賦役や軍事的援助、宿所や食糧提供の要求など——に区分される。王室起原収入は、(VII)、国王大権に由来する収入（商品売買税、三分の一税と都市特別上納金）と（VIII）、国庫支出金による収入（国王官職俸給、世襲年金およびその他の《恩寵》）に分けられる。

この分類法に従って一五世紀半ばのストウニガ家の収入を分類すると表1<sup>⑤</sup>が得られる。

(a) ラ・リオハ所領群

グラニョン、バニャーレス、バニョス、ベランテビリーヤ、ウエルカーノス、アソフラ、アシーナス、キンタニーリヤ・デ・ヌヨベドロ、カスタニャレス、バニョス・デ・リオ・トバ、ボバデリーリヤ、サント・ドミンゴ・デ・ラ・カルサダから成るこの所領群はナバラ王国と境を接しており、対ナバラ外交上重要な役割を果していた。外国出身の貴族をその出身国との国境に封じるという政策はベドロ一世およびトラスタマラ朝歴代国王を通して実践されており、ストウニガ家もその例外ではなかった。イニゴ・オルテイスが対ナバラ外交官としてベドロ一世に仕えたことは既に述べた通りである。この所領群が完成されたのは、エンリケ三世の治世の晩年にデイエゴ・ロペスがフワン・アルフォンソ・デ・モンテマヨールからアシーナス、キンタニーリヤ・デ・ムニョベドロ、ウエルカーノス、バニョスを購入した時である。

この所領群の特色として、土地収入が少なくその大半が小麦や大麦、ブドウ酒による現物納であることや、裁判権収入のうち、マルティニエガ、ジャンタール、インフルシオンといった中世盛期からの領主・領民関係に基づく伝統的な貢租が比較的多くみら

れることが挙げられるが、これは、この地域の再植民が早い時期に行なわれた事実を負っている。教会起原収入と市会起原収入の占める割合は皆無に等しく、裁判権収入は各所領の収入の約二〇%、アルカバラによる収入は約八〇%を占めるに至っていた。ラ・リオハ所領群からあがる収入はストウニガ家の収入全体の三・四%を占めるのみであった。（この数値は金納収入のみを扱ったもので、現物納のマラベディ換算は行っていない。以下の数値も同様である。）

(b) ペニャフィエル所領群

現在のバリャドリッド県はカスティーリャ王国内で最もセニョリアリサシオンの影響を受けた地域の一つである。この所領群はグスマン、クリエル、ペステラ・デル・ドゥエロ、ビリャバケリン、ビリャバニエス、トゥデラ・デル・ドゥエロ、エンシーナス、ビリャコナンシオから成り、ペニャフィエル自体はフェルナンド親王（後のアラゴン王フェルナンド一世）、親王の死後は次男のフワン王子（後のアラゴン王フワン二世）の所領であった。この地域におけるストウニガ家の影響力は、ディエゴ・ロペスが一九九一年にペニャフィエル城の城代職とペニャフィエル主席司祭管区のテルシア徴収権を獲得したことによって増大した。

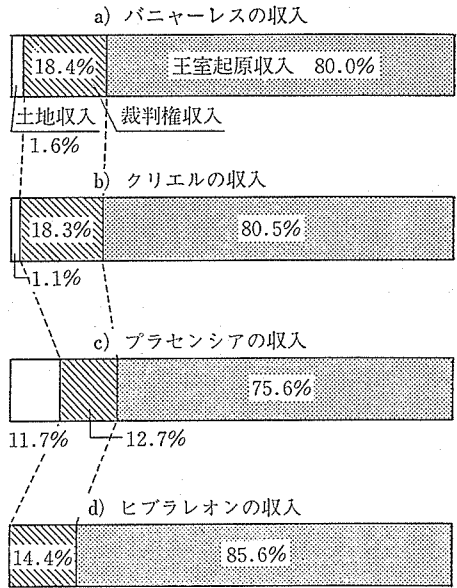
ペニャフィエル所領群のそれぞれの所領はクリエルを除いて比

較的小規模である。特色としては、ラ・リオハ所領群と同様、土地収入の占める割合が小さく、王室起原収入（主としてアルカバラ）が約八〇%と大部分を占めていたことが挙げられる。因に、この所領群がもたらす収入はストウニガ家の収入全体の三・五%しか占めていなかった。

(c) プラセンシア所領群

プラセンシアとベハルおよびそれぞれの属村からなるこの所領群は現在のサラマンカ県東南部からカセレス県北東部にかけて広がり、ストウニガ家にとって政治、経済の中心であった。プラセンシアはレオンからサモラ、サラマンカ、カセレスを経てバダホスもしくはアングルシア地方へ至る牧羊移動路（レオン路）の拠点で、ブルゴスからバレンシア、バリャドリッド、セゴビア、アビラを経てベハルに至るもう一つの牧羊移動路（セゴビア路）もさらに南下してレオン路と合流してプラセンシアに通じていた（地図参照）。

冬期にエストレマドゥーラやアングルシアの牧草を求めて南下する牧羊群の集結地であったプラセンシアは、この長距離移牧から様々な形で多大な利益を得ていた。長距離移牧が大きな利益を生み出したことは、やはり牧羊群の通路にあたっていたトゥルヒーリョがペドロやアルバロの時代を通じてストウニガ家の所領獲



グラフ1 起原別収入比較 (所領群別)

得政策の対象であったという事実からもうかがえる。長距離移牧に直接関係する収入としては、家畜通行税と牧草地賃賃料があげられるが、後者はプラセンシアでの土地収入の大部分を占めていた。プラセンシアでの土地収入は一三万六千マラベディでプラセンシアからあがる収入全体の一一・七%を占めていた(グラフィ1参照)。この額はラ・リオハ所領群やベニャフィエル所領群の全収入に匹敵するものであり(収入表1参照)、土地収入の割合が他の所領群と比較して極めて大きいことはプラセンシア所領群の特徴となつている。これは、プラセンシアの立地条件を活して牧

草地経営に成功したストウニガ家の伯達の土地経営手腕の賜物である。⑨

プラセンシアからあがる多大な収入の大部分(七五・六%)は他の所領群と同様にアルカバラなどの王室起原収入が占めていたが、これも長距離移牧によるプラセンシアの繁栄、商品流通経済の伸展に負っていると思われる。⑩ 因に、プラセンシア所領群がもたらす収入はストウニガ家の収入全体の五〇%を占めていた。

(d) アンダルシア所領群

この所領群はヒブラレオン、カルタヤ、パロス、ビリヤルバ、デル・アルコル、オルベラの所領およびセビーリヤ市内の家屋や近郊のラ・アルガバ、チーリヤス、ガトス、バレンシーナ、パテルナ、ギリエーナ、フリヤーナの農牧地から成っている。

このアンダルシア所領群内の所領に関しては、他の所領群の場合と同様に土地収入の占める割合が非常に小さく、王室起原収入が八〇%以上を占めていた(例えば、ヒブラレオンでは王室起原収入が八五・六%、裁判権収入が一四・四%を占め、土地収入は少量の現物納に過ぎなかった)。ただ、セビーリヤ市内や近郊の不動産(家屋、果樹園、牧草地など)の賃賃料、換言すれば、所領外に有する不動産から得られる収入が比較的大きなものであったことがこの所領群の特色と言える。そして、このアンダルシア

所領群から得られる収入はストウニガ家の全収入の一四・一%を占めていた。

カピーリヤとブルギーリョス<sup>①</sup>は所領群を形成してはいなかったが、やはり長距離移牧に携わっており比較的規模が大きく、それらがもたらす収入はそれぞれストウニガ家の全収入の五・〇%、六・四%を占めていた。

以上より、ブラセンシア所領群がストウニガ家の財政の中心であったことは明白である。第二番目にアンドンシア所領群が重要であった。

以下、ブルギーリョス、カピーリヤ、ムニャブイニル所領群、ラ・リオハ所領群と続く。

① Moxó, S. de, "Los señorios: Cuestiones metodológicas que plantea su estudio", *Anuario de Historia del Derecho Español* (dir. A. H. D. E.), 43, 1973; Artola, M., *Historia de España. La burguesía revolucionaria (1808-1869)*, Madrid, 1973, p. 132; Cabrera Muñoz, E., *El Condado de Belalcázar (1444-1513)*, Córdoba, 1977, pp. 310-325; Quintanilla Raso, M<sup>a</sup>. C., *Noblezas y señorios en el reino de Córdoba. La Casa de Aguilar (siglos XIV y XV)*, Córdoba, 1979, "Haciendas señoriales nobiliarias en el reino de Castilla a fines de la Edad Media", *Historia de la Hacienda Española (Epocas Antigua y Medieval)*, Madrid, 1982, pp. 767-798.

② この分類は、基本的にキンタニリヤ・マンの分類法(A) Rentas

procedentes de la explotación de sus propiedades, B) Tributos propiamente señoriales, C) Tributos pertenecientes a la fiscalidad real, D) Ingresos por libranza de la Casa Real, E) Tributos pertenecientes a la fiscalidad eclesiástica, F) Tributos pertenecientes a la fiscalidad concejil. (*ibid.*, pp. 778-779.) に基づく。

③ モンローが、「農業もしくは行政上の秩序にはなく、人間関係の秩序にその起源を有する」Moxó, *op. cit.* (Los señorios...), p. 303. と述べているように、「一四世紀の危機」以降はしばしば封建的反動、所謂「悪・習」の復活の対象となった。

④ マルティニョガ、テラスモヤインフレルシオンは地域により名称は異なるが、農民の土地保有に対する貢租「つまり、領主が有する上級所有権 dominio eminente」に基づく貢租であり、近代的な所有権に基づく土地収入と区別した。

⑤ ヴェロニク・クマリス († 1453) の「遺言書」A. H. N., Osuna, leg. 215, No. 10<sup>a</sup> 4<sup>o</sup>4<sup>o</sup>の「騎士トメ・ロペ」一四五四年に記した「カマニヤ家家産目録」A. H. N., Osuna, leg. 215, No. 10<sup>a</sup>, 10<sup>b</sup> (カマニヤ以外の諸所領から得られた収入を知るための唯一の史料。カマニヤに關しては一四六四—一四七九年、一四八八年の史料が存在する。A. H. N., Osuna, leg. 300.) に基づく。『カマニヤ家の諸収入に關する報告』Martínez Moro, J., *La Renta Feudal en Castilla del Siglo XIV: Los Sutiligra*, Valladolid, 1977, pp. 51-107, 440-442. 同書録を一般用した Ladero Quesada, M. A., "Rentas condales en Plausencia (1454-1488)", *Homenaje a don José María Lacarra de Miguel en su jubilación del profesorado*, III, Zaragoza, 1977, pp. 235-265, 440 作成。

⑥ 農産物の価格は地域によって異なり、同地域でも季節によって格差

が大きく、従ってノブリス家家の全所領に通用するようないくつかの換算率を求めることは不可能である。一五世紀の農産物価格を扱った de Oyarzun<sup>1)</sup>、Laguarda Benito, R., *Precios y salarios en Tolado en el siglo XIV (1400-1475)*, Madrid, 1982; MackKay, A., *Money, prices and politics in fifteenth-century Castile*, London, 1981, を参照。

① Mirre Fernandez, E., *Evolución de la nobleza en Castilla bajo Enrique III (1396-1406)*, Valladolid, 1968, p. 149.

② ヴィンノの風刺ジョルジュ・ベセダス, El Puerto, Baños, Valverde, Navalnora, Medina, Santibáñez, Hervás, La Cabeza, Fuentes, Sorrienera, Peromingo, Valdesangil, Nava, etc. トンヤンソンの風刺ジョルジュ・コラド, La Mata, Casares, Millanes, Segura, Cabezueta, Villar, Jerte, Tejada, Piorral, Gargueta, Torri, Torrejón, Serradilla, Mirabel, Puerto, Castaño, Navaconcejo, Tornavaacas, etc. が挙げられる。

③ ストゥニガ家によるブラセンシア属域での牧草地の獲得は、ハトロがブラセンシア伯に叙せられる以前から始っていた。ブラセンシア市域内のカリエンセラ、レンディアをはじめとし、一四二八年にはアルンラー村域のリコン、エル・ガト、エル・アセウチャルなどの牧草地を購入した。一四四二年にブラセンシアの裁判領主権を得た後はカンボ・デ・マラニエホの未開墾地や共有地を牧草地化した(一四五二-一五三年)。これらの他に、ミラベル村域にもナバルモラル、ル・エスピナルといった牧草地を有していた。これらの牧草地の賃料は一二万八千マラニディ(土地収入の九四・一%)に達し、ホルタヌゴを合せた長距離移牧から直接得られる収入はブラセンシアからある全収入の二二・一%を占めていた。Santos Canalejo, E. C., *El siglo XIV en Plasencia y su tierra*, Cáceres, 1981, pp. 101-104 y pp. 131-132.

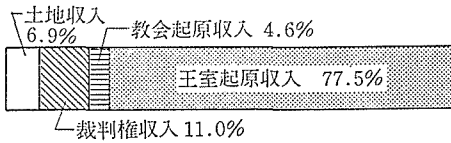
④ ブラセンシアにおける経済活動の詳細に関しては Santos Canalejo, E. C., "La vida económica de Plasencia en el siglo XV", *En la España Medieval*, III, Madrid, 1982, pp. 553-593, を参照。  
⑤ ノルキリーヌは関ジョルジュ・フェルナンデス・ダザ・アルヴァイ, C., *El señorio de Burguillos en la Baja Edad Media extremeña*, Badajoz, 1981, を参照。

### 三 領主収入の変化と王権

前章ではストゥニガ家の収入を所領群別にみてきたが、本章では収入の種類に着目して一五世紀半ばの世俗領主収入の特徴を考察する。

収入表(表1)の分類に従うと、土地収入は二八万二〇九マラベディ、裁判権収入は四四万七三〇一マラベディ、教会起原収入は一八万五八八四マラベディ、王室起原収入は三一五万七三三八マラベディとなり、それぞれがストゥニガ家の収入全体の六・九%、一一・〇%、四・六%、七七・五%を占めていた。

トラスタマラ朝期の世俗領主の多くはエンリケ二世の恩寵授与政策<sup>①</sup>にその起原を有する関係上、《一四世紀の危機》以前、およびトラスタマラ朝初期における彼らの収入は史料の欠除により知る由も無いが、教会領主の収入(主に土地収入と裁判権収入から成る)に着目すると、一四世紀後半には《危機》による減少を



グラフ2 起原別収入比較

これらの事実、少なくとも《一四世紀の危機》以前まで領主収入の大部分を占めていたと考えられる土地収入と裁判権収入に代って、一五世紀半には王室起原収入が領主財政の中で重要な役割を果すようになっていたことを示している。つまり、ストゥニガ家を例に述べると、大世俗領主はその収入源の重心を従来の農村領主制から王室財政へと移動させたのであり、この点において、一四世紀半から一五世紀半は

経験しており、一五世紀は前半を通してほとんど増加していないことから、世俗領主の土地収入と裁判権収入にも同様のことが言えると考えられる。また、王室起原収入のうち、世襲年金や国王官職俸給は、トラスタマラ朝成立に伴う恩寵授与政策および《奉仕貴族》の誕生によって爆発的に増加したものである。国王大権に由来する収入のうち最も重要であったアルカバラは、一三四二年になってようやく全国規模の国王課税となったが、当初はまだ徴収に際してコルテスの承認を必要とする臨時課税であり、通常課税となつて量的にもその重要性を増すのは一五世紀に入ってからであった。

にかけてカスティール王国における世俗領主収入に質的変化が生じたと考えられる。

ストゥニガ家の主連は爵位を受ける以前から《奉仕貴族》

集団の一員として有力な国王官職に就き、様々な俸給を得ていた。

ストゥニガ家の有した世襲官職のうち最も重要であったのは司法長官職であり、これを通じてストゥニガ家は中央政治に重要な役割を果していた。

他に、セビーリヤ市のアルカルデ・マヨールの職やアヤモンテ、ブルゴス、オルベラなどの城代職等も有していた。

また、これらの官職俸給とは別に、種々の国王収入（セビーリヤ市内の塩漬魚税やベニャフィエル主席司祭管区の三分の一税など）に設定された世襲年金も得ていた。

これらは伯達が国王に提供した軍事、政治的援助、言わば《忠誠》に報いる形で授与されたものである。国王官職俸給と世襲年金は合計一〇万二千三百六十五マラベディに達し、ストゥニガ家の全収入の二五・九%を占めていた。

もつとも、このような形で王権が大世俗領主を支えた例としてはイル・ド・フランス地方のそれがよく知られているが、ストゥニガ家の場合（カスティール王国の場合）

は、国王官職俸給や世襲年金を国王から得るだけでなく、その所領内におけるアルカバラ、テルシアおよび都市特別上納金と言っ

た本来国王大権に帰属する税の徴収権までも事実上獲得していた

のであった。

当時は徴税請負制度が一般化しており、財政管区ごとに国王徴税請負人が国王収入の徴収にあたっていた。しかし、王領地はともかく、貴族所領内では当該領主が国王徴税請負人の下請徴税人となる場合が多く、ストゥニガ家もその例外ではなかった。ストゥニガ家の伯達が諸村落から得たアルカバラのうち国王徴税請負人に支払っていた金額は、ベハルとブラセンシアに関しては計二四万五〇〇〇マラベディ、バニヤールス、カスタニヤールス、セラトーン、グラニョン、モラレスおよびサン・ペドロ・デル・モンテに関しては計一万八〇〇〇マラベディ、カルタヤとヒブラレオンは計一万五〇〇〇マラベディ、ブルギーリヨスは一万二〇〇〇マラベディ、クリエルは七〇〇〇マラベディであった。<sup>⑩</sup>

一方、ストゥニガ家が実際に徴収していたアルカバラの額は、ベハルとブラセンシアでは計一〇万五二〇七マラベディ、バニヤールス、カスタニヤールス、セラトーン、グラニョン、サン・ペドロ・デル・モンテでは計八万八七五三マラベディ、カルタヤ、ヒブラレオンでは計二万七七八三三マラベディ、ブルギーリヨスでは七万九〇〇〇マラベディ、クリエルでは六万六〇〇マラベディであり、ストゥニガ家が国王徴税請負人に支払っていた金額が実際のアルカバラ徴収額よりはるかに少ないものであったことは

明白である。これらの事實は、ストゥニガ家の伯達が領主裁判権を援用して当該財政管区の国王徴税請負人とある種の協定を結び、一定金額と交換に所領内のアルカバラ徴収権を手中にしたことを示している。<sup>⑪</sup> また、ストゥニガ家がアルカバラを徴収していた村落のうち、ベランテビリーリヤ、エンシーナス、グスマン、ペスケラ・デル・ドゥエロ、トリッソ、エレニーヤ、ビリャコナンシオおよびビリョリアに関しては国王徴税請負人への支払いがなされていないかった。これは、当時 *tomas* 《トマス》<sup>⑫</sup> と呼ばれた一種の横領行為によって当該所領内でアルカバラを私物化したものと考えられる。

その後、一四五五―五八年の間に貴族所領内の《王室収入査定制度》が導入された。これは、貴族所領内の王室収入を確保するために貴族所領内での徴税請負制度を廃止し、代って貴族所領内の王室収入を査定してその査定額から当該領主に支払うべき官職俸給やその他の国庫支出金をあてがうという制度である。査定額が当該領主が得るべき金額より大きい場合には当該領主は余剰金を国庫に納入しなければならず、逆の場合には国王が不足額を国庫からあらためて支払うことになっていた。この《査定制度》の導入により、貴族所領内でのアルカバラによる受益者が当該領主のみであるという状況が生じ、*tomas* 《トマス》や *pagas* 《パハ



ス》等の不法行為はその存在理由を失い、行なわれなくなった。

こうして、貴族所領内におけるアルカバラ徴収は領主の責任となる一方、領主がアルカバラを自らの収入源とすることが正当化されたのである。そして、査定内容および査定額は当該領主の政治的権力に左右されることが多く、《査定制度》は結果的に王室収入の減少を招くことになった。因に、ストゥニガ家が徴収していたアルカバラは一五九万九八九三マラベディ（国王徴税請負人に支払っていた三一万マラベディを含む）で、同家の全収入の三九・四%を占めていた。

テルンシアは当時、アルカバラと一括して徴収されており、アルカバラとテルンシアを合せるとストゥニガ家の収入全体の四三・八%を占めるに至っていた。

コルテスによって国王にのみ与えられていた特権である都市特別上納金の要求も、多少の差異はみられるものの、ストゥニガ家と国王徴税請負人（この場合は、普通、市参事会が請負人となる）、ひいては王権との間の協定の対象となっていた。

ブラセンシアでは、ストゥニガ家は都市特別上納金<sup>⑬</sup>の名目で四六万二九六マラベディ（ベディード一二万三八〇四マラベディ、モネダ二三万九一九二マラベディ）を徴収していたが、そのうち二二万四四七〇マラベディを国王徴税請負人に支払っており、残

りの一三万八五二六マラベディを自らの収入としていた。<sup>⑭</sup>

に関して、「モネダが徴収される年には、ベハルの市参事会はストゥニガ伯に対して一モネダにつき二〇〇〇マラベディを、国王徴税請負人に対して一モネダにつき四〇〇〇マラベディを支払っていた<sup>⑮</sup>」という記述が示すように、ストゥニガ家は、金額の差はあるものの、国王大権と平行して独自に課税を行っていた。

ヒブラレオンでは伯と市参事会との間にある種の協定が結ばれていた。それは市参事会が伯に毎年二万二〇〇〇マラベディを支払う代わりに、国王が都市特別上納金を要求した場合には伯が市参事会に代ってそれを支払うというものであった。<sup>⑯</sup>一四五〇年代は毎年のように国王が都市特別上納金を要求しているの、伯の利益はそれほど多くなかったと思われるが、この場合、伯がコルテスの承認とは無関係に都市特別上納金を定着させたことが重要である。このような形でストゥニガ家が得ていた都市特別上納金は同家の収入全体の七・九%を占めていた。

ストゥニガ家が国王大権に由来するアルカバラ、テルンシアおよび都市特別上納金から得ていた収入は二〇九万九三八二マラベディに達し、同家の全収入の五一・六%を占めるに至っていた。

以上の事実は、世襲年金や国王官職俸給といった国庫支出金を通して世俗領主財政を支えようとしたのみならず、世俗領主によ

る国王大権の篡奪行為をも黙認した王権の《寛容》な態度を示すものである。また、ストゥニガ家による王室起原収入の獲得例は、当時の《新貴族》の関心が自所領内における国王大権の篡奪、および所領外での官職俸給や世襲年金の受給に向けられていたことを示している。そして、《新貴族》が一四、一五世紀のカステールリヤ王国に誕生した新しい財政システムからこのような形で恩恵を受けるためには宮廷内で大きな政治的影響力を有する必要がある、この点において、まさに「政治は貴族にとって天職であり、かつ必要不可欠なものであった。」<sup>④</sup>

① Valdeón, J., "Notas sobre las mercedes de Enrique II de Castilla", *Hispania*, XXVIII, 1968, pp. 38-55.

② Valdeón Barquero, J., "Una heredad del monasterio de Valbuena del Duero en el Aljarafe sevillano (siglos XIII-XIV). *Homenaje a don José María Lacarra de Miguel en su jubilación del profesorado*, III, Zaragoza, 1977, pp. 103-118. 44-45 Izquierdo Benito, R., *Patrimonio Catedral de Toledo. Segunda mitad del Siglo XIV*, Toledo, 1980. 前者は年間小作料の減少(一三六四年には二五〇〇マラス、一三九二年には一五〇〇マラスに減少)を例に、後者は一四世紀を通しての小作契約期間の変化を詳細に分析する「カタルニャ」や「バレー」や「カタルニャ」の減少を証明している。

③ Casado Alonso, H., *La propiedad eclesiástica en la ciudad de Burgos en el siglo XV: El cabildo catedralicio*, Valladolid, 1980.

pp. 84-87. 図2、一四〇二年のブルゴス司教座聖堂参事会の全収入は二八三四万二七一八レアル、そして、半世紀以上を経た一四六〇年の時点で三一七五万一〇五レアルとあまり増加がみられず、その間の収入増減の起伏もほとんどない。

④ アルカンブラの歴史に関しては、Moxó, S. de, *La alcazaba. Sus orígenes, concepto y naturaleza*, Madrid, 1963; Ladero Quesada, M. A., *La hacienda real de Castilla en el siglo XV*, Sevilla, 1973, pp. 61-93. "Ingreso, gasto y política fiscal de la Corona de Castilla desde Alfonso X a Enrique III (1252-1406)", *Hacienda Pública Española*, 65, Instituto de Estudio Fiscal, Ministerio de Hacienda, Madrid, 1981. 44-45 大内一「アルカンブラにみる一四、一五世紀カステリアの財政政策」『外国語・外国文学研究』7、大阪外国語大学大学院修士会、昭和五八年、一六一-三〇頁を参照。

⑤ モロは「アルカンブラ、テルシブ、都市特別上納金、世襲年金、国王官職俸給を《新収入》、他の収入を《旧収入》として区別している」。Moro, J. M., *La renta feudal en la Castilla del siglo XV: Los Striniga*, Valladolid, 1977.

⑥ マンリケ三世の死後、ディエゴ・ロペスはマンリケ二世の後見人としてマンリケ二世幼少期の政治を担った。

⑦ Moro, J. M., *op. cit.*, pp. 100-103.

⑧ キヤ・ノルカン、神戸大学西洋経済史研究室訳、『封建制・領主制とは何か』、晃洋書房、昭和五七年、二八五頁。

⑨ Moro, J. M., *op. cit.*, pp. 56-57.

⑩ *Ibid.*, pp. 53-56.

⑪ 貴族所領内では「カタルニャ」と称される、国王収入の減少を画策する様々な防衛活動が国王徴税請負人に対して頻繁に行なわれており、国王徴税請負人によって貴族所領内でのアルカンブラやテルシブの徴収は

非常に困難なものであった。このような状況の下、国王徴税請負人が貴族領内のアルカバラ徴税を当該領主に下請けさせるという現象が多々みられた。

⑬ *tomos* 《トマス》は当時からその合法性を問われたが、アルカバラ徴税請負規定にはそれに関する条項もなく、その違法性や横領者に対する罰則規定、返還義務や追徴金等に関しても言及されていない。しかし、度重なる都市のブロクドラール達の請願に答えてフワン二世は *tomos* 《トマス》を違法行為として禁止した。<sup>96</sup> *Cortes de los antiguos reinos de León y de Castilla*, III, Madrid, 1866. *Cortes de Valladolid de 1440*, pet. 13; *Cortes de Valladolid de 1442*, pet. 19.

⑭ 都市特別上納金はしばしばヘディードとモネダという二つの異った名目の下に徴取された。ヘディードは個々の担税者の財産の十分の一が納税基準額となっていた。一方、モネダは担税者一人当りの納税額は一定（レオンでは六マラベディ、カスティーリヤでは八マラベディ）であった。これらは徴取に際してコルテスの承認を必要とする臨時課税であり、徴取は村請けの形で行なわれた。Ladero Quesada, M. A., *El siglo XV en Castilla. Fuentes de renta y política fiscal*, Barcelona, 1982, pp. 17-18.

⑮ Ladero Quesada, M. A., loc. cit. (*Rentas condales...*), p. 249. の抜粋史料。

⑯ *Ibid.*, p. 249. の抜粋史料。

⑰ Ladero Quesada, M. A., loc. cit. (*Los señores de Gibralfaró...*), p. 86. の付属史料。

⑱ Ladero Quesada, M. A., *op. cit.* (*La hacienda real...*), p. 218. の表参照。

⑳ Suárez Fernández, L., *op. cit.*, p. 17.

## 結論にかえて

ストゥニガ家に代表される《新貴族》の収入が示すように、一四世紀後半から一五世紀半ばにかけて領主収入の重心は従来の農村領主制をはなれ、王権依存の傾向を明らかにした。大貴族が国王官職に就いて《一四世紀の危機》を克服するという例は他国にもみられるが、カスティーリヤ王国に特徴的なことは、特定の国王大権（とくにアルカバラ徴収権）もが大貴族の収入源となっていたことである。大貴族による国王大権の篡奪行為はフワン二世の時代から急激に増加したが、セニョリアリサシオンはまさにこの篡奪行為を演じるための舞台としての所領を獲得する過程に他ならなかった。そして、一四五五年の《査定制度》の導入により、大貴族による国王大権の享受は法的根拠を得ることになったが、これは王権の貴族所領内における財政管轄権の事実上の放棄を意味し、全ての国家権力を一手に掌握して絶対王政へと向おうとする王権の意図に反するものである。また、それは同時に、大貴族による王室財政への介入、ひいては大貴族の利害に即した国家運営の可能性をも包含していた。イサベル一世の治世下、一四八〇年のトレドのコルテスで公布された法令は国王大権の回復のための法的基礎を固めるものであったが、<sup>①</sup> 実際には、大貴族は国王よ

り《恩寵》<sup>ふんけい</sup>を得ることによって国王大権を享受し続けることが可能であった<sup>②</sup>。イサベル一世のとった政策はフワン二世およびエン

リケ四世の時代に不当に大貴族の手中におちた国王大権を完全に回復しようとする積極的なものではなく、新たな貴族による国王大権の享受を阻止するといった消極的なものだったのである。一方、個々の大貴族はイサベル一世の内戦勝利に際して、国王の

《恩寵》<sup>ふんけい</sup>なしには国王大権の享受はありえないことを認識しており、この点において、イサベル一世の《寛容》な態度は王権と大貴族との間の暗黙の政治協定となっていたと言える。もっとも、

この《寛容》は根本的にはフワン二世およびエンリケ四世期から受け継がれたものすぎず、彼らの治世期に国王大権、とくにアルカバラの享受を通して生まれた大貴族の社会的・経済的優位はイサベル一世の手によって保証され、以後、「スペイン」絶対主義<sup>③</sup>期の重要な社会的側面を形成することになる。

経済史的観点に立つと、国王を含めた世俗領主の収入のうち、商品流通課税であるアルカバラが非常に大きな割合を占めていたという事実が興味深い。というのも、商品流通課税の在り方は、農民的商品経済の発展に関する問題（停滞および衰退の概念を含む）ひいてはカステイリヤ経済の後進性に関する問題と深く関連しているからである。この点に関しては、世俗領主層の心性の

問題をも含めて今後の研究課題とする予定である。

① Moxó, S. de, *La alcaabala. Sus orígenes, concepto y mutaciones*, Madrid, 1963, pp. 112-113.

② エリヒナ侯（ムチエロ家）、カステイリヤ海軍提督（エンリケス家）、ハナマンナ伯（ビメンタル家）、レモス伯（オソリオ家）、カステイリヤ陸軍総帥（ハラスコ家）、インファンタード公（メンドサ家）が国王の《恩寵》によりアルカバラ徴税権を賦与されていた。そのうえ、他の多くの大貴族が《恩寵》なしに、《寛容》のアルカバラ<sup>ふんけい</sup>と呼ばれる形でアルカバラを享受し続けていた。Moxó, S. de, "Los orígenes de la percepción...", p. 308 y p. 315.

③ 一四二九年の通常王室収入のうち、アルカバラの占める割合は七五%（同時に徴収されていたテルシアを含めると七九・五%）に達しており、従来の農村領主制に基づく収入は二%に過ぎなかった。Ladero Quesada, M. A., "Ingreso, gasto y política fiscal de la Corona de Castilla desde Alfonso X a Enrique III", *Hacienda Pública Española*, 65, Madrid, 1981, pp. 49-50.

（大阪外国語大学イスパニア語学科助手

	王室収入	アルカバラ
1429年	100	100
1434	93	103
1439	111	111
1444	146	166
1449	92	107
1454	97	94
1459	107	105
1464	96	80
1469	68	55
1480	85	65
1484	72	55
1489	84	69
1494	88	62
1499	103	79
1504	121	81

参考までに、アンダルシアにおける王室収入およびアルカバラの量的変化に関する指教表を掲載しておく。

Ladero Quesada, M. A., "Fiscalidad regia y sector terciario en la Andalucía bajomedieval", *Actas del II Coloquio de Historia Medieval Andaluza*, Sevilla, 1982, pp. 16-19. 図表より作成。